

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の使途について

平成26年4月1日からの消費税率の引上げに伴い、地方消費税として都道府県分が1%から1.7%に改められ、さらに令和元年10月1日からは、1.7%から2.2%に改められました。この都道府県分のうち、2分の1相当分が人口等に基づき市町村に交付されます。令和3年度における地方消費税交付金の歳入決算額のうち、増税に伴う分は42億1,327万円で、その使途は以下のとおりです。

目的別	主な事業の内容	一般財源額	充当した交付金の額
社会福祉・少子化対策	障害福祉サービス費、後期高齢者医療推進事業費等	22億2,705万円	14億637万円
	子ども医療費助成事業費、民間児童クラブ運営助成事業費等	3億5,683万円	2億2,534万円
	幼児教育・保育無償化関連事業費	15億3,367万円	14億9,559万円
	生活保護事業費	5,043万円	3,185万円
保険制度	各保険事業特別会計繰出金	9億9,220万円	6億2,657万円
保健衛生	予防接種事業費、医療確保対策事業費等	6億7,707万円	4億2,756万円
合 計		58億3,726万円	42億1,327万円

* 金額は各会計の千円単位を四捨五入し、万円単位としています。
そのため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。